

2018年8月吉日

お客様各位

ニッタン株式会社

イオン化式感知器の廃棄と処理について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社製品をご愛顧賜りまして心より御礼申し上げます。

さて、イオン化式感知器につきまして、平成16年に「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（法律第167号）が改正され、すでに施行されております。この改正により、イオン化式感知器は放射性同位元素装備機器に該当することになり、これを廃棄する者はその処理を製造会社等（許可届出使用者、または許可廃棄業者）へ委託することが義務づけられております。むやみに廃棄すると罰則の対象となり、300万円以下の罰金が科せられます。

弊社製造の当該製品の廃棄については、弊社にて廃棄致します。お客様にはご不便、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解、ご賢察賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象製品

NID-18・38・48 シリーズ

1IDA シリーズ

2IA シリーズ

2IDA シリーズ

2IFA-PR シリーズ

3IA シリーズ

3IDA シリーズ

MIA-AS

OIB

FDA221A

2. 送付先

最寄りの弊社営業店に連絡の上、ご送付ください。

[全国営業店一覧]

3. 輸送時のご注意

梱包箱は壊れにくいものをご使用の上、梱包箱の外部に「放射性・L型輸送物相当」の明記をお願い致します。また、梱包箱内に発送者情報（住所、社名、担当者等）を明記したものを同梱してください。

4. 他社製イオン化式感知器について

該当する製造会社へお問い合わせください。

製造会社が不明な場合は、（社）日本アイソトープ協会にお問い合わせください。

以上